

1. 講習科目と時間

講習科目		講習時間	一般講習	一部免除者（時間）				
				第3条			第4条	
		35時間	34	18	14	第3項	第1項	第2項
学科講習	走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	4	—	4	—	—	—	—
	作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	5	5	5	5	5	2	1
	運転に必要な一般的事項に関する知識	3	3	3	3	0.5	0.5	0.5
	関係法令	1	1	1	1	0.5	0.5	0.5
小計		13	9	13	9	6	3	2
実技講習	走行の操作	20	20	—	—	—	—	—
	作業のための装置の操作	5	5	5	5	5	2	1
	小計	25	25	5	5	5	2	1
合計		38	34	18	14	11	5	3
所要日数（目安）		6日	5日	2日	2日	1.5日	1日	0.5日

2. 受講資格

講習時間	受講資格
35時間	・未経験者で他の資格を持っていない者
34時間	・車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習を修了した者
18時間	・労働安全衛生法施行令（以下、「令」という。）第20条第12号若しくは労働安全衛生規則（以下、「安衛則」という。）第36条第9号の業務のうち令別表第7第1号、第2号若しくは第6号に掲げる建設機械の運転の業務（鉱山保安法の規定による鉱山における令別表第7第1号、第2号又は第6号に掲げる建設機械で、内燃機関を原動機として使用し、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転の業務を含む。次項において同じ。）又は令第20条第14号若しくは労働安全衛生規則第36条第5号の3の業務に、6月以上従事した経験を有する者

【車両系建設機械の運転—解体用】

1 4 時間	<p>① 道路交通法第 84 条第 3 項の大型特殊自動車免許又は同条第 4 項の大型特殊自動車第二種免許を有する者</p> <p>② 次のいずれかに掲げる者であって、一令第 20 条第 12 号若しくは安衛則第 36 条第 9 号の業務のうち令別表第 7 第 1 号、第 2 号若しくは第 6 号に掲げる建設機械の運転の業務又は令第 20 条第 14 号若しくは安衛則第 36 条第 5 号の 3 の業務に、3 月以上従事した経験を有する者</p> <p>イ 道路交通法第 84 条第 3 項の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有する者</p> <p>ロ 道路交通法第 84 条第 4 項の大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を有する者</p> <p>③ 不整地運搬車運転技能講習を修了した者</p>
1 1 時間	<ul style="list-style-type: none"> 建設業法施行令第 27 条の 3 に規定する建設機械施工技術検定のうち、1 級の技術検定に合格した者で実地試験においてトラクター系建設機械操作施工法若しくはショベル系建設機械操作施工法を選択しなかったもの又は 2 級の技術検定で第 4 種から第 6 種までの種別に該当するものに合格した者
5 時間	<ul style="list-style-type: none"> 車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転技能講習を修了した者 建設機械施工技術検定のうち、1 級の技術検定に合格した者で実地試験においてトラクター系建設機械操作施工法を選択したもの又は 2 級の技術検定で第 1 種、第 3 種の種別に該当するものに合格した者 平成 25 年 7 月 1 日の安衛則改正前において、車両系建設機械（解体用）運転技能講習を修了した者で平成 27 年 6 月 30 日までに技能特例講習を受講しなかったもの
3 時間	<ul style="list-style-type: none"> 建設業法施行令第 27 条の 3 に規定する建設機械施工技術検定のうち、1 級の技術検定に合格した者で実地試験においてショベル系建設機械操作施工法を選択したもの又は 2 級の技術検定で第 2 種の種別に合格した者

(注) 表中に「第○条第○項」とあるのは、車両系建設機械（解体用）運転技能講習規程中の該当条文のことをいう。